

大阪市病院局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月29日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第22号

大阪市病院局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程

大阪市病院局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の特例に関する規程（平成22年大阪市病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成22年4月から平成23年3月まで」を「平成23年4月から平成24年3月まで」に改める。

附 則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

（平23. 3. 29揭示済）

大阪市病院局の公印等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第23号

大阪市病院局の公印等に関する規程の一部を改正する規程

大阪市病院局の公印等に関する規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第34条」に改める。

第7条第1項第1号の表局印及び局長印の項中「総務部総務担当課長（以下「総務担当課長」を「総務部総務課長（以下「総務課長」に改め、同表病院印及び病院長印の項中「病院管理部運営管理担当課長」を「病院管理部管理課長」に、「あつては管理担当課長」を「あつては管理課長」に改め、同表金銭出納員印の項中「総務部経理担当課長（以下「経理担当課長」を「総務部経営課長（以下「経営課長」に改め、同項第2号の表給与事務専用局長印の項中「総務部人事・勤務条件担当課長（以下「人事・勤務条件担当課長」を「総務部職員課長（以下「職員課長」に改め、同表納入通知書専用局長印の項中「経理担当課長」を「経営課長」に改め、同表契約事務専用局長印の項中「経理担当課長」を「総務部契約管財担当課長」に改め、同表使用料等領収及び入通院日数証明専用局長印の項中「病院管理部診療報酬等担当課長（以下「診療報酬等担当課長」という。）」を「病院管理部医事企画課長」に、「管理担当課長」を「管理課長」に改め、同表金銭出納員領収印の項中「経理担当課長」を「経営課長」に改め、同表分任金銭出納員領収印の項中「管理担当課長」を「管理課長」に改め、同表職員証用局印の項中「人事・勤務条件担当課長」を

「職員課長」に改め、同条第2項及び第3項中「総務担当課長」を「総務課長」に改める。

第8条第1項中「担当等」を「課等」に、「担当課長」を「課長級の職員」に改め、同条第3項中「担当等」を「課等」に改める。

第9条第1項、第11条第1項から第3項までの規定及び第12条中「総務担当課長」を「総務課長」に改める。

第13条第1項第1号及び第14条第2項第1号中「担当等」を「課等」に改める。

第16条、第17条及び第18条中「総務担当課長」を「総務課長」に改める。

第3号様式ア及びイ中「担当課長」を「課長」に改める。

附 則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平23. 3. 31揭示済)

大阪市病院局公文書管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第24号

大阪市病院局公文書管理規程の一部を改正する規程

大阪市病院局公文書管理規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「定める公文書」を「規定する公文書のうち、局長が保有するもの」に改め、同条第2号中「情報公開条例第2条第2項」を「条例第23条」に改め、同条第6号中「担当等」を「課等」に改め、同条第7号中「主管担当」を「主管課」に、「簿冊等」を「簿冊」に、「担当等」を「課等」に改め、同条中第8号を次のように改める。

(8) 簿冊 条例第6条第1項に規定する簿冊をいう。

第3条第6項中「主管担当」を「主管課」に改める。

第5条第2号から第8号までの規定中「担当等」を「課等」に改める。

第6条第2項中「総務部、総合医療センター（以下「センター」という。）並びに市民病院（十三市民病院及び住吉市民病院をいう。以下同じ。）の庶務を担当する担当等（以下「総務担当」を「総務部総務課（以下「総務課」という。））、総合医療センター病院管理部管理課、十三市民病院管理課及び住吉市民病院管理課（以下「総務課等」に改め、同条第3項中「総務部総務担当」を「総務課」に改める。

第9条中「病院局総務部総務担当課長（以下「総務担当課長」を「病院局総務部総務課長（以下「総務課長」に、「総合医療センター病院管理部運営管理担当課長（以下「運営管理担当課長」という。）はセンター」を「総合医療セ

ンター病院管理部管理課長は総合医療センター（以下「センター」という。）に、「市民病院の管理担当課長」を「市民病院（十三市民病院及び住吉市民病院をいう。以下同じ。）の管理課長」に改め、同条第3号中「主管担当」を「主管課」に改める。

第10条の見出しを「（主管課における文書の処理）」に改め、同条第2号中「文書管理システム」を「文書管理システム（文書管理システム以外の情報処理システムにより処理経過を管理することが適切である場合にあつては、当該情報処理システム。第25条第1項において同じ。）」に改める。

第11条中「担当等」を「課等」に、「総務担当」を「総務課等」に改める。

第12条第1項及び第2項中「総務担当課長、運営管理担当課長、管理担当課長」を「総務課長、センター若しくは市民病院の管理課長」に改める。

第13条の見出しを「（複数課等関連の文書）」に改め、同条第1項中「担当等」を「課等」に改め、同条第2項中「担当等」を「課等」に改め、「担当課長」を「課長等」に改める。

第19条第1項及び第3項並びに第22条第3項第1号ただし書中「担当等」を「課等」に改める。

第23条中「総務部」を「総務課」に改める。

第25条第2項中「主管担当」を「主管課」に、「総務担当」を「総務課等」に改め、同条第3項中「総務担当に」を「総務課に」に、「総務担当課長」を「総務課長」に改める。

第26条第1項中「公文書を、当該公文書」を「事務及び事業」に、「簿冊等により編集し、その」を「系統的に公文書を分類するために、簿冊の」に、「保存期間」を「当該簿冊に編集されることとなる公文書の保存期間」に、「総務担当課長」を「総務課長」に改め、同条第2項中「総務担当課長」を「総務課長」に、「文書分類表」を「、前項の規定により定められた簿冊の名称及び当該簿冊に編集されることとなる公文書の保存期間をとりまとめた文書分類表」に改める。

第27条第1項中「担当等別に簿冊等」を「課等別に簿冊」に改め、同項第2号中「簿冊等」を「公文書として簿冊」に改め、同項第3号中「編集は」を「公文書（電磁的記録を除く。）の編集は」に、「簿冊等」を「簿冊」に改め、同条第2項中「同一簿冊等」を「他の公文書と同一の簿冊」に、「簿冊等と」を「他の公文書と」に、「簿冊等及び」を「他の公文書を編集した簿冊及び」に改める。

第28条の見出しを「（簿冊の登録）」に改め、同条中「した簿冊等」を「した簿冊」に、「簿冊等に係る公文書が完結した」を「簿冊に最初に公文書が編集された」に、「総務担当課長」を「総務課長」に改める。

第29条第1項中「簿冊等（）」を「簿冊（）」に、「当該簿冊等」を「当該簿冊に編集された公文書」に、「が完結した日の属する会計年度」を「の完結日（規則第5条第1項の公文書の完結日をいう。以下同じ。）のうち、最も遅い日の属する会計年度」に、「が完結した日の属する年」を「の完結日のうち、

最も遅い日の属する年」に改め、同条第2項中「簿冊等」を「簿冊」に改め、同条第3項中「簿冊等」を「簿冊」に、「主管担当」を「主管課」に改め、同条第4項中「主管担当」を「主管課」に改める。

第32条第1項及び第2項中「担当等」を「課等」に改める。

第33条第1項及び第2項中「総務担当課長」を「総務課長」に改める。

第34条中「第6条第5項」を「第6条第6項」に改め、同条第4号中「個人情報保護条例」を「大阪市個人情報保護条例」に改める。

第35条第1項中「総務担当課長」を「総務課長」に改め、同条第2項中「満了する保管文書又は収蔵文書で歴史的文化的価値を有するもの及び保存期間が永年である公文書で完結後30年を経過した保管文書のうち保管の必要がなくなった」を「満了した保管文書のうち歴史公文書等（条例第2条第5項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）である」に、「総務担当課長」を「総務課長」に改める。

第36条第1項中「除く。）」を「除く。）を編集した簿冊」に、「第6条第2項」を「第6条第1項」に、「総務担当課長」を「総務課長」に改め、同条第2項中「保管文書」を「保管文書を編集した簿冊」に改める。

第37条中「収蔵文書」を「収蔵文書を編集した簿冊」に、「総務担当課長」を「総務課長」に改める。

第38条中「総務担当課長」を「総務課長」に、「において所管する公文書については運営管理担当課長に、」を「及び」に、「管理担当課長に、助産師学院」を「それぞれの病院ごとに管理課長に、助産師学院」に改める。

第4号様式中「永年」を「 年」に改める。

第6号様式イ中「歴文指定（ ）」を「歴史公文書等（ ）」に改める。

第7号様式中

「

担当課長	担当課長代理
------	--------

」

を

「

課長	課長代理
----	------

」

に改める。

第8号様式及び第9号様式中「総務担当課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平23. 3. 31揭示済)



病院局職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第25号

病院局職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規程の一部を改正する規程

病院局職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「担当等」を「課等」に、「各担当課長」を「課長（課長及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第5項中「所管担当課長等」を「所管課長等」に、「担当課長及びこれに準ずる者」を「課長」に改める。

第5条第2項中「、所管担当課長等」を「、所管課長等」に、「担当等（以下「所管担当等」を「課等（以下「所管課等」に、「所管担当課長等」を「所管課長等」に、「所管担当等に引き継ぐ」を「所管課等に引き継ぐ」に、「を所管担当課長等」を「を所管課長等」に、「担当等の」を「課等の」に、「所管担当課長等の」を「所管課長等の」に、「所管担当等に引き継いだ」を「所管課等に引き継いだ」に改め、同条第3項中「担当等」を「課等」に改める。

第6条第1項中「所管担当課長等」を「所管課長等」に、「担当等」を「課等」に改め、同条第2項中「所管担当課長等」を「所管課長等」に改める。

第7条第1項、第2項、第5項及び第6項中「所管担当課長等」を「所管課長等」に改める。

第8条第1項中「担当等」を「課等」に改め、同条第4項及び第5項中「所管担当課長等」を「所管課長等」に改める。

第9条第2項及び第10条第11号中「所管担当課長等」を「所管課長等」に改める。

第11条第1項中「担当等（）」を「課等（）」に、「定める担当等」を「定める課等」に、「所管担当等」を「所管課等」に改める。

第13条第2項中「総務部総務担当課長」を「総務部総務課長」に改める。

附 則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平23. 3. 31揭示済)

大阪市病院局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第26号

大阪市病院局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の
一部を改正する規程

大阪市病院局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程（平成21年大
阪市病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 勤務成績がやや良好でない職員 2号給

第12条第1項第3号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 勤務成績がやや良好でない職員 2号給

第12条第1項第4号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 勤務成績がやや良好でない職員 2号給

別表第4中イからオまでを次のように改める。

イ 給料表(2)

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	2
7	1	1	1	3
8	1	1	1	4
9	1	1	1	5
10	1	1	1	6
11	1	1	1	7
12	1	1	1	8
13	1	1	1	9
14	1	1	1	10
15	1	1	1	11
16	1	1	1	12
17	1	1	1	13
18	1	1	1	14
19	1	1	1	15
20	1	1	1	16
21	1	1	1	17
22	1	1	1	18
23	1	1	1	19
24	1	1	1	20
25	1	1	1	21
26	1	2	2	22
27	1	3	3	23
28	1	4	4	24
29	1	5	5	25
30	1	6	6	26
31	1	7	7	27
32	1	8	8	28
33	1	9	9	29
34	2	10	10	30
35	3	11	11	31
36	4	12	12	32
37	5	13	13	33
38	6	14	14	34
39	7	15	15	35
40	8	16	16	36
41	9	17	17	37
42	10	18	18	37
43	11	19	19	38
44	12	20	20	38
45	13	21	21	39
46	14	22	22	39
47	15	23	23	40
48	16	24	24	40
49	17	25	25	41
50	18	26	25	41
51	19	27	26	42
52	20	28	26	42
53	21	29	27	43

54	22	30	27	43
55	23	31	28	44
56	24	32	28	44
57	25	33	29	45
58	26	34	29	45
59	27	35	29	46
60	28	36	30	46
61	29	37	30	47
62	30	38	30	47
63	31	39	31	48
64	32	40	31	48
65	33	41	31	49
66	34	42	32	50
67	35	43	32	51
68	36	44	32	52
69	37	45	33	53
70	38	46	33	54
71	39	47	34	55
72	40	48	34	56
73	41	49	35	57
74	42	50	35	
75	43	51	36	
76	44	52	36	
77	45	53	37	
78	46	54	37	
79	47	55	38	
80	48	56	38	
81	49	57	39	
82	50	58	39	
83	51	59	40	
84	52	60	40	
85	53	61	41	
86	54	62	41	
87	55	63	42	
88	56	64	42	
89	57	65	43	
90	58	66	43	
91	59	67	44	
92	60	68	44	
93	61	69	45	
94	62	69	45	
95	63	70	46	
96	64	70	46	
97	65	71	47	
98	65	71	47	
99	65	72	48	
100	66	72	48	
101	66	73	49	
102	66	74	50	
103	67	75	51	
104	67	76	52	
105	67	77	53	
106	68	78	53	
107	68	79	54	
108	68	80	54	
109	69	81	55	

110	69	82	55	
111	70	83	56	
112	70	84	56	
113	71	85	57	
114	71	86	58	
115	72	87	59	
116	72	88	60	
117	73	89	61	
118	73	89	61	
119	73	90	62	
120	74	90	62	
121	74	91	63	
122	74	91		
123	75	92		
124	75	92		
125	75	93		
126	76	94		
127	76	95		
128	76	96		
129	77	97		
130	77	97		
131	78	98		
132	78	98		
133	79	99		
134	79	99		
135	80	100		
136	80	100		
137	81	101		
138	81	102		
139	82	103		
140	82	104		
141	83	105		
142	83	105		
143	84	106		
144	84	106		
145	85	107		
146	86	107		
147	87	108		
148	88	108		
149	89	109		

ウ 給料表(3)

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	2	1
11	1	1	1	1	3	1
12	1	1	1	1	4	1
13	1	1	1	1	5	1
14	1	1	1	1	6	2
15	1	1	1	1	7	3
16	1	1	1	1	8	4
17	1	1	1	1	9	5
18	2	1	1	1	10	6
19	3	1	1	1	11	7
20	4	1	1	1	12	8
21	5	1	1	1	13	9
22	6	1	2	2	14	10
23	7	1	3	3	15	11
24	8	1	4	4	16	12
25	9	1	5	5	17	13
26	10	1	6	6	18	14
27	11	1	7	7	19	15
28	12	1	8	8	20	16
29	13	1	9	9	21	17
30	14	2	10	10	22	18
31	15	3	11	11	23	19
32	16	4	12	12	24	20
33	17	5	13	13	25	21
34	18	6	14	14	26	22
35	19	7	15	15	27	23
36	20	8	16	16	28	24
37	21	9	17	17	29	25
38	22	10	18	18	30	25
39	23	11	19	19	31	26
40	24	12	20	20	32	26
41	25	13	21	21	33	27
42	26	14	22	22	34	27
43	27	15	23	23	35	28
44	28	16	24	24	36	28
45	29	17	25	25	37	29
46	30	18	26	26	37	29
47	31	19	27	27	38	29
48	32	20	28	28	38	30
49	33	21	29	29	39	30
50	34	22	30	29	39	30
51	35	23	31	30	40	31
52	36	24	32	30	40	31
53	37	25	33	31	41	31

54	38	26	34	31	41	32
55	39	27	35	32	42	32
56	40	28	36	32	42	32
57	41	29	37	33	43	33
58	41	30	38	33	43	33
59	42	31	39	33	44	34
60	42	32	40	34	44	34
61	43	33	41	34	45	35
62	43	34	42	34	45	35
63	44	35	43	35	46	36
64	44	36	44	35	46	36
65	45	37	45	35	47	37
66	45	38	46	36	47	38
67	45	39	47	36	48	39
68	46	40	48	36	48	40
69	46	41	49	37	49	41
70	46	42	50	37	50	
71	47	43	51	38	51	
72	47	44	52	38	52	
73	47	45	53	39	53	
74	48	46	54	39	54	
75	48	47	55	40	55	
76	48	48	56	40	56	
77	49	49	57	41	57	
78	49	50	58	41		
79	49	51	59	42		
80	49	52	60	42		
81	50	53	61	43		
82	50	54	61	43		
83	50	55	62	44		
84	50	56	62	44		
85	51	57	63	45		
86	51	58	63	45		
87	51	59	64	46		
88	51	60	64	46		
89	52	61	65	47		
90		61	66	47		
91		61	67	48		
92		62	68	48		
93		62	69	49		
94		62	70	49		
95		63	71	50		
96		63	72	50		
97		63	73	51		
98		64	74	51		
99		64	75	52		
100		64	76	52		
101		65	77	53		
102		65	78	54		
103		66	79	55		
104		66	80	56		
105		67	81	57		
106		67	82	57		
107		68	83	58		
108		68	84	58		
109		69	85	59		

110		69	85	59		
111		69	86	60		
112		70	86	60		
113		70	87	61		
114		70	87	62		
115		71	88	63		
116		71	88	64		
117		71	89	65		
118		72	90	65		
119		72	91	66		
120		72	92	66		
121		73	93	67		
122		73	93			
123		74	94			
124		74	94			
125		75	95			
126		75	95			
127		76	96			
128		76	96			
129		77	97			
130		78	98			
131		79	99			
132		80	100			
133		81	101			
134		81	101			
135		82	102			
136		82	102			
137		83	103			
138		83	103			
139		84	104			
140		84	104			
141		85	105			
142			106			
143			107			
144			108			
145			109			

エ 給料表(4)

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	2	1	1
11	1	1	1	1	3	1	1
12	1	1	1	1	4	1	1
13	1	1	1	1	5	1	1
14	1	1	1	1	6	2	1
15	1	1	1	1	7	3	1
16	1	1	1	1	8	4	1
17	1	1	1	1	9	5	1
18	1	1	1	1	10	6	2
19	1	1	1	1	11	7	3
20	1	1	1	1	12	8	4
21	1	1	1	1	13	9	5
22	2	1	2	2	14	10	6
23	3	1	3	3	15	11	7
24	4	1	4	4	16	12	8
25	5	1	5	5	17	13	9
26	6	2	6	6	18	14	10
27	7	3	7	7	19	15	11
28	8	4	8	8	20	16	12
29	9	5	9	9	21	17	13
30	10	6	10	10	22	18	14
31	11	7	11	11	23	19	15
32	12	8	12	12	24	20	16
33	13	9	13	13	25	21	17
34	14	10	14	14	26	22	17
35	15	11	15	15	27	23	17
36	16	12	16	16	28	24	18
37	17	13	17	17	29	25	18
38	18	14	18	18	30	25	18
39	19	15	19	19	31	26	19
40	20	16	20	20	32	26	19
41	21	17	21	21	33	27	19
42	22	18	22	22	34	27	20
43	23	19	23	23	35	28	20
44	24	20	24	24	36	28	20
45	25	21	25	25	37	29	21
46	26	22	26	26	37	29	21
47	27	23	27	27	38	29	21
48	28	24	28	28	38	30	22
49	29	25	29	29	39	30	22
50	30	26	30	29	39	30	22
51	31	27	31	30	40	31	23
52	32	28	32	30	40	31	23
53	33	29	33	31	41	31	23

54	34	30	34	31	41	32	24
55	35	31	35	32	42	32	24
56	36	32	36	32	42	32	24
57	37	33	37	33	43	33	25
58	37	34	38	33	43	33	25
59	38	35	39	33	44	34	26
60	38	36	40	34	44	34	26
61	39	37	41	34	45	35	27
62	39	38	42	34	45	35	
63	40	39	43	35	46	36	
64	40	40	44	35	46	36	
65	41	41	45	35	47	37	
66	41	42	46	36	47	38	
67	41	43	47	36	48	39	
68	42	44	48	36	48	40	
69	42	45	49	37	49	41	
70	42	46	50	37	50		
71	43	47	51	38	51		
72	43	48	52	38	52		
73	43	49	53	39	53		
74	44	50	54	39	54		
75	44	51	55	40	55		
76	44	52	56	40	56		
77	45	53	57	41	57		
78	45	54	58	41			
79	45	55	59	42			
80	45	56	60	42			
81	46	57	61	43			
82	46	58	61	43			
83	46	59	62	44			
84	46	60	62	44			
85	47	61	63	45			
86	47	61	63	45			
87	47	61	64	46			
88	47	62	64	46			
89	48	62	65	47			
90		62	66	47			
91		63	67	48			
92		63	68	48			
93		63	69	49			
94		64	70	49			
95		64	71	50			
96		64	72	50			
97		65	73	51			
98		65	74	51			
99		66	75	52			
100		66	76	52			
101		67	77	53			
102		67	78	54			
103		68	79	55			
104		68	80	56			
105		69	81	57			
106		69	82	57			
107		69	83	58			
108		70	84	58			
109		70	85	59			

110		70	85	59			
111		71	86	60			
112		71	86	60			
113		71	87	61			
114		72	87	62			
115		72	88	63			
116		72	88	64			
117		73	89	65			
118		73	90	65			
119		74	91	66			
120		74	92	66			
121		75	93	67			
122		75	93				
123		76	94				
124		76	94				
125		77	95				
126		77	95				
127		78	96				
128		78	96				
129		79	97				
130		79	98				
131		80	99				
132		80	100				
133		81	101				
134		82	101				
135		83	102				
136		84	102				
137		85	103				
138			103				
139			104				
140			104				
141			105				
142			106				
143			107				
144			108				
145			109				

オ 給料表(5)

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	2	2
7	1	1	3	3
8	1	1	4	4
9	1	1	5	5
10	1	1	6	6
11	1	1	7	7
12	1	1	8	8
13	1	1	9	9
14	1	1	10	10
15	1	1	11	11
16	1	1	12	12
17	1	1	13	13
18	1	1	14	14
19	1	1	15	15
20	1	1	16	16
21	1	1	17	17
22	1	1	18	18
23	1	1	19	19
24	1	1	20	20
25	1	1	21	21
26	1	1	22	22
27	1	1	23	23
28	1	1	24	24
29	1	1	25	25
30	1	2	26	26
31	1	3	27	27
32	1	4	28	28
33	1	5	29	29
34	2	6	30	30
35	3	7	31	31
36	4	8	32	32
37	5	9	33	33
38	6	10	34	34
39	7	11	35	35
40	8	12	36	36
41	9	13	37	37
42	10	14	38	38
43	11	15	39	39
44	12	16	40	40
45	13	17	41	41
46	14	18	42	42
47	15	19	43	43
48	16	20	44	44
49	17	21	45	45
50	18	22	46	46
51	19	23	47	47
52	20	24	48	48
53	21	25	49	49
54	22	26	50	50

55	23	27	51	51
56	24	28	52	52
57	25	29	53	53
58	26	30	54	54
59	27	31	55	55
60	28	32	56	56
61	29	33	57	57
62	30	34	58	58
63	31	35	59	59
64	32	36	60	60
65	33	37	61	61
66	33	38	62	62
67	34	39	63	63
68	34	40	64	64
69	35	41	65	65
70	35	42	66	66
71	36	43	67	67
72	36	44	68	68
73	37	45	69	69
74	37	46	70	70
75	37	47	71	71
76	38	48	72	72
77	38	49	73	73
78	38	50	74	74
79	39	51	75	75
80	39	52	76	76
81	39	53	77	77
82	40	53	78	78
83	40	53	79	79
84	40	54	80	80
85	41	54	81	81
86	41	54	82	82
87	41	55	83	83
88	41	55	84	84
89	42	55	85	85
90	42	56	86	86
91	42	56	87	87
92	42	56	88	88
93	43	57	89	89
94	43	57	90	89
95	43	58	91	90
96	43	58	92	90
97	44	59	93	91
98		59	94	91
99		60	95	92
100		60	96	92
101		61	97	93
102		61	98	93
103		61	99	94
104		62	100	94
105		62	101	95
106		62	102	95
107		63	103	96
108		63	104	96
109		63	105	97
110		64	106	98

111		64	107	99
112		64	108	100
113		65	109	101
114		65	110	101
115		66	111	102
116		66	112	102
117		67	113	103
118		67	114	103
119		68	115	104
120		68	116	104
121		69	117	105
122		69	118	106
123		70	119	107
124		70	120	108
125		71	121	109
126		71	122	109
127		72	123	110
128		72	124	110
129		73	125	111
130		74	126	111
131		75	127	112
132		76	128	112
133		77	129	113
134		77	130	
135		78	131	
136		78	132	
137		79	133	
138		79		
139		80		
140		80		
141		81		

附 則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平23. 3. 31揭示済)



大阪市病院局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第27号

大阪市病院局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪市病院局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第9項第2号中「第2条の」を「第2条第1項の」に改める。

第13条第5項第1項ア中「100分の82」を「100分の84.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改め、同号イ中「100分の82」を「100分の84.5」に、「100分の126」を「100分の129.75」に改め、同号ウ中「100分の82」を

「100分の84.5」に改め、同号エ中「100分の71」を「100分の73.5」に改め、同号オ中「100分の61」を「100分の63.5」に改め、同項第2号ア中「100分の63.5」を「100分の66」に、「100分の130」を「100分の135」に改め、同号イ中「100分の63.5」を「100分の66」に改め、同号ウ中「100分の60」を「100分の62.5」に改め、同号エ中「100分の56.5」を「100分の59」に改め、同条第6項第1号中「100分の85」を「100分の87.5」に改める。

附 則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平23. 3. 31揭示済)

大阪市病院局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第28号

大阪市病院局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪市病院局企業職員の退職手当に関する規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「第252条の17」を「第252条の17第1項」に、「において」を「の規定により適用し、又は」に、「含む」を「含む。以下同じ」に改める。

第15条第1項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 局職員から引き続いて公務員等となり、当該公務員等として在職した後、引き続き局職員となった者（本市と国若しくは当該地方公共団体との相互了解の下に行われる計画的な人事交流又は地方自治法第252条の17第1項の規定による派遣により当該公務員となった者で、当該人事交流又は当該派遣の必要性その他の事情を考慮して局長が定める者に限る。） 当該公務員等及びそれに接続する局職員の在職期間

附 則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平23. 3. 31揭示済)

大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第29号

大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程

大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関する規程（平成22年大阪市病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成22年4月から平成23年3月まで」を「平成23年4月から平成24年3月まで」に改める。

附 則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平23. 3. 31揭示済)

告 示

大阪市告示第363号

電子印に係る公印の用途を変更するため、大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）第11条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

名称	ひな型の番号	用途	使用年月日
介護保険事務用 市長印	30	介護保険法に基づく事務用 (使用する文書) ・介護保険意見書作成依頼書 ・介護保険診断命令書 ・介護保険要介護認定・要支援認定結果通知書 ・介護保険要介護認定・要支援認定申請却下通知書 ・介護保険要介護認定・要支援認定取消通知書 ・介護給付等対象サービス種類指定変更通知書 ・介護保険要介護認定・要支援認定の申請に係る 処分延期通知書 ・要介護認定調査依頼書 ・介護保険被保険者証提出通知書 ・介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書(一般用) ・介護保険利用者負担額減額・免除申請却下通知書(一般用) ・訪問介護等利用者負担額減額決定通知書 ・訪問介護等利用者負担額減額却下通知書 ・介護保険利用者負担額減額・免除認定通知書 (旧措置入所者用) ・介護保険利用者負担額減額・免除認定申請却下通知書 (旧措置入所者用) ・介護保険負担限度額認定通知書 ・介護保険負担限度額認定申請却下通知書(一般用) ・介護保険負担限度額認定取消通知書 ・介護保険特定負担限度額認定通知書 ・介護保険特定負担限度額認定申請却下通知書 ・介護保険特定負担限度額認定取消通知書 ・介護保険居宅介護等(福祉用具購入費・住宅改修費) 支給決定通知書 ・介護保険居宅介護等(福祉用具購入費・住宅改修費) 不支給決定通知書 ・福祉用具購入費給付券 ・住宅改修費給付券 ・他市町村照会票(介護保険料の賦課資料用) ・介護保険高額介護サービス費等支給決定通知書 ・介護保険高額介護サービス費等不支給決定通知書 ・介護保険高額介護サービス費受領委任払承認(変更)通知書 ・介護保険高額介護サービス費受領委任払却下通知書 ・介護保険居宅介護サービス費等支給決定通知書 ・介護保険居宅介護サービス費等不支給決定通知書 ・介護保険料(決定・変更決定)通知書 ・介護保険料その他の徴収金過誤納金充当通知書 ・介護保険料その他の徴収金過誤納金還付通知書 ・介護保険料納付証明書 ・介護保険料その他の徴収金督促状納付書・領収証書 ・社会福祉法人等利用者負担額軽減対象者決定通知書 ・社会福祉法人等利用者負担額軽減対象者却下通知書 ・大阪市介護保険自己負担額証明書 ・介護保険給付費等の調整について(通知) ・介護給付費返還金(督促状)	平成23年3月29日

(健康福祉局高齢者施策部介護保険課)

(平23. 3. 29掲示済)

大阪市告示第364号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第13条第1項の規定により上本町六丁目地区土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項及び土地区画整理法施行規則(昭和30年建設省令第5号)第3条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月29日

大阪市長 平松邦夫

1 施行者の名称

近畿日本鉄道株式会社

2 事業施行期間

平成20年3月31日から平成23年3月31日まで

3 施行地区

大阪市天王寺区上本町六丁目の一部

4 土地区画整理事業の名称

上本町六丁目地区土地区画整理事業

5 施行認可の年月日

平成20年3月31日

6 終了の認可の年月日

平成23年3月29日

(都市整備局企画部住宅政策課)

(平23. 3. 29揭示済)

大阪市告示第365号

大阪都市計画事業阿倍野A1地区第2種市街地再開発事業（第5工区）に係る施設建築物A2棟の建築工事が完了したので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第118条の17及び都市再開発法施行規則（昭和44年建設省令第54号）第39条第1項の規定に基づき、次の事項を公告する。

平成23年3月30日

大阪都市計画事業阿倍野A1地区
第2種市街地再開発事業
施行者 大 阪 市
代表者 大阪市長 平松邦夫

1 工事完了年月日

平成23年3月24日

2 施設建築物の所在地

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目3000番地

(都市整備局阿倍野再開発事務所事業担当)

(平23. 3. 30揭示済)

大阪市告示第365号の2

平成19年大阪市告示第367号（局長等の職務を行う職員）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施工する。

平成23年3月31日

大阪市長 平松邦夫

表計画調整局長の項中「計画調整局都市再生振興部長」を「計画調整局企画振興部長」に改める。

表経済局長の項中「経済局総務部長」を「経済局理事」に、「経済局産業振

興部長」を「経済局総務部長」に改める。

表会計室長の項中「会計室企画担当部長」を「会計室会計担当部長」に改める。

(総務局行政部行政課)

(平23. 3. 31揭示済)

大阪市告示第365号の3

次の施設については、平成23年4月1日（金）の統一地方選挙立候補届出受付事務実施会場となることから、大阪市コミュニティ振興施設条例第5条第2項の規定に基づき、立候補届出受付事務開始時から午前9時30分まで供用時間を延長することを承認したので告示する。

平成23年3月31日

大阪市長 平松邦夫

名 称

大阪市立都島区民センター

大阪市立東成区民センター

大阪市立住吉区民センター

大阪市立西成区民センター

(市民局市民部区政課)

(平23. 3. 31揭示済)

大阪市告示第365号の4

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、平成23年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項及び大阪市市税条例施行規則（昭和29年大阪市規則第53号）第25条の3の規定により告示する。

平成23年3月31日

大阪市長 平松邦夫

(財政局税務部課税課)

(平23. 3. 31揭示済)

大阪市告示第365号の5

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により大阪市茶屋町地区土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第9条第3項及び土

地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第3条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月31日

大阪市長 平松邦夫

- 1 施行者の名称
財団法人 大阪市都市建設技術協会
- 2 事業施行期間
平成23年3月31日から平成27年3月31日まで
- 3 施行地区
大阪市北区茶屋町の一部
- 4 土地地区画整理事業の名称
大阪市茶屋町地区土地地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
大阪市浪速区湊町1丁目3番1号
- 6 施行認可の年月日
平成23年3月31日
- 7 施行者の住所
大阪市浪速区湊町1丁目3番1号
- 8 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 9 公告の方法
事務所の掲示場に掲示する

(都市整備局企画部住宅政策課)

(平23. 3. 31掲示済)

大阪市告示第365号の6

平成23年4月1日から供用を開始する港湾施設について、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき、次のとおりその概要を公示する。

平成23年3月31日

大阪市長 平松邦夫

施設の 種類	名 称	位 置	数量及び能力			備考
			延長 (m)	船級 (D/W)		
岸壁	夢洲C11岸壁	大阪市此花区夢洲東1丁目地先 (別図のとおり)	350	60,000	1隻	新設
荷さば き地	安治川内港地区荷さばき地	大阪市港区石田2丁目 (別図のとおり)	面積 (m ²) 11,149.03			増設
	南港KF地区荷さばき地	大阪市住之江区南港北1丁目 (別図のとおり)	面積 (m ²) 2,980.00			増設
	南港K地区荷さばき地	大阪市住之江区南港南7丁目 (別図のとおり)	面積 (m ²) 722.82			増設

別図



(港湾局計画整備部海務担当)
(平23. 3. 31掲示済)

大阪市告示第365号の7

平成23年4月1日から供用を開始するコスモスクエア海浜緑地について、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき、次のとおりその概要を公示する。

平成23年3月31日

大阪市長 平松邦夫

施設の種類	名称	位置	面積	備考
海浜施設	コスモスクエア 海浜緑地	大阪市住之江区南港北1丁目 (別図のとおり)	1,394m ²	増設